

米子市下水道終末処理場等
包括的運轉維持管理業務委託

優先交渉権者選定基準(案)

令和4年 7月

米子市下水道部

はじめに

この優先交渉権者選定基準は、米子市（以下「本市」という。）が実施する米子市下水道終末処理場等包括的運転維持管理業務委託（以下「本委託」という。）を受託する民間事業者（以下「受託者」又は「事業者」という。）の選定を行うにあたっての評価基準を定めたものであり、本委託に係るプロポーザル参加希望者（以下「参加者」という。）に開示するもので、別冊の以下の書類と一体をなすものである（これらの書類を総称して、以下「募集要項等」という。）。

- ①募集要項
- ②要求水準書
- ③事業者選定基準
- ④基本協定書(案)
- ⑤共同企業体協定書(案)
- ⑤業務委託契約書（案）
- ⑦モニタリング基本計画書
- ⑧その他開示資料

参加者は、募集要項等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成、提出することとする。

目 次

1	審査方法	1
1.1	審査方式	1
1.2	受託者決定フロー	1
1.3	委員会の設置	2
2	審査内容	2
2.1	プロポーザル参加資格の確認	2
2.1.1	必要書類の確認	2
2.1.2	参加資格の確認	2
2.2	企画提案審査	2
2.2.1	必要書類の確認	2
2.2.2	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	2
2.2.3	提案内容審査	2
2.2.4	総合評価点の算出	3
2.2.5	優秀提案者の選定	3
2.3	優先交渉権者及び受託者の決定	3
3	総合評価点の算出方法	3
3.1	配点方針	3
3.2	企画提案書の審査項目等	3
3.3	評価点の算出方法	4

1 審査方法

1.1 審査方式

本委託は、事業者の有する専門的な知識やノウハウ、技術力等を活用することが必要であることから、受託者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用し、企画提案による技術面等の非価格要素とともに提示された参考見積価格を総合的に評価する。

1.2 受託者決定フロー

受託者決定のフローは図 1-1 に示すとおりである。

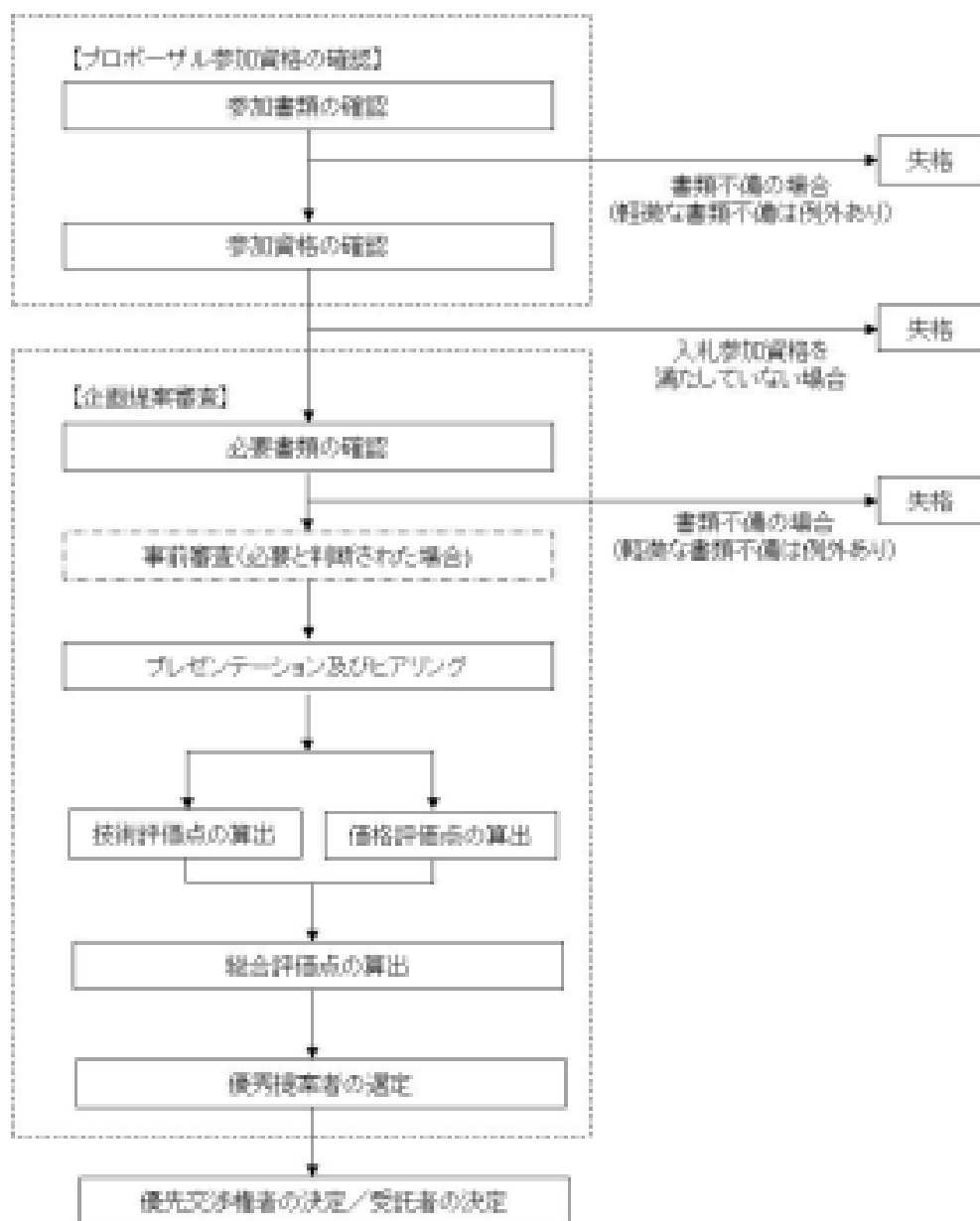


図 1-1 受託者決定フロー

1.3 委員会の設置

本市は、事業者の選定に際して、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため、「米子市公共下水道施設地域連携方式包括的民間委託業務事業者選考等委員会」（以下「委員会」という。）を設置している。委員会の委員は、学識経験者及び有識者等により構成している。

委員会は、優先交渉権者選定基準に基づき企画提案書等の審査を行う。本市は、委員会の選定結果により優先交渉権者を決定する。

なお、参加者が、優秀提案者の選定前までに、本委託について委員会の委員に直接・間接を問わず接触した場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

2 審査内容

2.1 プロポーザル参加資格の確認

2.1.1 必要書類の確認

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類について、本募集要項にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.1.2 参加資格の確認

本市は、参加者から提出された参加資格確認書類に基づき、参加者が募集説明書に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2.2 企画提案審査

2.2.1 必要書類の確認

本市は、参加者から提出された企画提案書について、本募集要項にて求めた必要書類がすべて揃っていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りでない。

2.2.2 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

本市及び委員会は、必要書類の確認ができた参加者を対象として、提案内容の確認等のために、参加者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。提案内容審査ではヒアリング時の対応内容も勘案する。

2.2.3 提案内容審査

委員会は、企画提案書のうち技術的提案などの非価格要素の内容について審査し、後章「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行う。

本市は、参考見積価格について後章「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行う。

2.2.4 総合評価点の算出

技術評価点及び価格評価点を合算し、総合評価点を算出する。

2.2.5 優秀提案者の選定

本市及び委員会は、総合評価点によって参加者の評価順位を決定するとともに、最も高い提案を優秀提案とし、当該提案を行った者を優秀提案者として選定する。

優秀提案者が2者以上あるときは、参考見積価格が低い提案を行った者を優秀提案者として選定する。この場合において、参考見積価格が同額であるときは、委員会に諮って優秀提案者を選定する。

2.3 優先交渉権者及び受託者の決定

本市は、選定結果をもとに優先交渉権者を決定し、見積を依頼するとともに契約交渉を行い、受託者を決定する。

本市は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、委員会の選定結果の上位者から順に契約交渉を行う場合がある。

3 総合評価点の算出方法

3.1 配点方針

企画提案書で求める提案内容の評価について、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点の配点は、それぞれ90点及び10点を満点とし、技術評価点と価格評価点を加算して得られる合計点を総合評価点とする。

総合評価点＝技術評価点（90点満点）＋価格評価点（10点満点）

3.2 企画提案書の審査項目等

業務実施体制、担当予定従業者の資格・経験、受託実績により業務の実施能力の有無を確認した上で、技術評価点及び価格評価点による審査を行う。技術評価点及び価格評価点の算出に当たって、企画提案書の審査項目、内容及び配点は、表3-1のとおりとする。

表 3-1 企画提案書の審査項目、内容及び配点

区分	審査項目	内容	配点
技術評価点	各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画	(共通) ・要求水準書に記載された内容が効率的かつ適切に計画され、その確実な実施方法が具体的に述べられているか。 ・要求水準未達とならないための対策、未達の場合の対応は適切か。	20
	総括管理業務	・統括管理に関する取り組みや企業間連携方策が適切に計画されているか。	5
	保全管理業務	・効率的で、安定的な設備機能維持を可能とする保守点検・修繕などの取り組みが述べられているか。	5
	運転管理業務	・水質測定・運転操作などの各業務への対応方法が適切に計画されているか。	5
	その他業務	・施設機能報告書の作成 ・引継ぎ業務 ・業務実施体制 ・本市が行う活動（調査・研究、処理場見学等）の協力 など	5
	業務の改善及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等の提案及び提案ができる仕組の構築	<u>○提案項目</u> ・効果的かつ実施可能なBPR（業務改善）及びコスト縮減策が具体的に述べられているか。【5点】 ・ストックマネジメント計画の適正化に係る提案が具体的に述べられているか【5点】 （日常の維持管理状況を計画に反映するための手法や、効率的な維持管理を実施するための最適な改築計画の提案など） ・脱炭素社会の実現やSDGs達成に向けた取組など、環境負荷低減等を目的とした有効な提案があるか【5点】 ・下水道利用者に対しての下水道広報（市民へのアピール）の効果的な手法について、企業側の視点で具体的に述べられているか。【5点】 ・その他追加提案 <u>○上記の提案ができる仕組の構築等</u> ・委託期間中に提案ができる仕組の構築【5点】 ・過去の実績（他市町村での実績を記入。提案内容及び効果額などを具体的に記入すること。）【5点】	30
	地域貢献、地元経済への貢献、社会貢献に関する提案	(各項目で共通) ・業務全般における地元の人材及び企業並びに各種地元資源の活用や育成、地元経済及び社会貢献に関する提案が総合的な観点でそれぞれ具体的に述べられているか。	40
	業務全般における地元の人材・企業の活用	・どれだけ地元企業が活用されているか。【5点】 ・地元企業への業務の発注見込みの計画【5点】 ・新規採用を含めた職員の雇用確保に向けた具体的な取組【5点】 （学生や転職希望者、I・J・Uターンを希望する人材へのアプローチ方法の提案を含む。）	15
	公社職員を含めた地元の人材育成等に係る提案	次の内容が適切に計画され、その実施方法及び費用等が具体的に述べられているか。 ・研修機会の充実及び資格取得の奨励【5点】 ・能力に応じた評価制度の構築【5点】 ・将来を見据えた人材育成計画（新規採用を含めた職員の技術研鑽方法）【5点】	15
	将来に向けての提案	・将来に向けて地元企業が主体となる計画が具体的に述べられているか。 （具体性が高く、適切な提案ほど高評価とする。） 例) 将来的に地元企業が主体となる事業計画、企業としての持続可能性を高める取組、本業務以外への事業拡大など	10
価格評価点	価格評価点＝配点（10点）×最低価格÷当該参加者の価格	10	
総合評価点	技術評価点＋価格評価点	100	

3.3 評価点の算出方法

技術評価点は、表 3-2 に示す 5 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計により得点化する。

表 3-2 評価表点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	特に優れた提案である	5 点
B	優れた提案である	4 点
C	標準的な提案である	3 点
D	提案はあるが内容が不十分である	2 点
E	提案がない	1 点

価格評価点は、審査項目のうち「参考見積価格」に基づき、以下により得点化する。

- ① 企画提案審査において必要書類の確認ができた参加者中、参考見積価格に記載された価格が、契約上限価格を超える者は失格とする。
- ② 参考見積価格に記載された価格が最低の者に、配点の満点である 10 点を価格評価点として付与する。
- ③ 上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第 1 位を四捨五入し 1 の位まで求める。

$$\text{価格評価点} = \text{配点 (10 点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格}$$